

# 江戸川上流だより

出張所だよりは【江戸川河川事務所のホームページ】  
(<http://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa>)に掲載しています。

国土交通省 関東地方整備局  
江戸川河川事務所  
江戸川上流出張所・発行  
春日部市西金野井886  
電話 048-746-0063

2015年 6月26日 [第27号]

## <工事完成のお知らせ>

昨年11月から行っておりました工事が無事完成いたしました。工事期間中は、河川を利用する方や近隣住民の皆様には、多大なご理解・ご協力を頂きました。心から感謝いたします。



①五霞町 山王地先



H26西関宿(五霞)地区基盤整備工事

②野田市 平井地先



H25平井地区堤防整備工事

③春日部市 小平地先



H25、H26小平地区堤防整備工事

### 出張所管内図



④五霞町 江川地先



H25江川地区堤防整備外工事

⑤幸手市 西関宿地先



H26西関宿地区低水護岸他工事

⑥幸手市・杉戸町 槇野地地先



H26幸手下地区基盤整備工事

## 堤防除草

～堤防除草は、堤防の“**損傷**”を発見する為に実施します～

出水期を迎えるにあたり、堤防除草を実施致しました。堤防の近隣にお住まいの方並びに河川を利用される方には、ご不便をおかけ致しました。除草回数は年2回となります。なお、第2回目は、8月下旬から9月下旬を予定しています。

ただし堤防完成後3年間は芝の養生及び亀裂や陥没等異常が無いが丁寧に維持管理をするため、1年目は抜根を1回と年4回の除草、2～3年目は年4回の除草を実施いたします。



抜根状況

(人手により雑草を根ごと取り除く作業)

出水期(しゅっすいき)とは・・・6月1日～10月31日までの5ヶ月間は、梅雨の大雨や、台風による大雨で河川が増水しやすい時期であるため、出水期とよんで、河川巡視、樋管等施設の点検、堤防の除草、点検などの河川管理体制を強化するとともに、**原則として河川工事を行わない期間**として定めています。

非出水期(ひしゅっすいき)とは・・・出水期以外の11月1日～翌年5月31日までの7ヶ月間を**非出水期**とよんでおり、**河川工事が実施できる期間**として定めています。

## 出水期に備えて

～沿川自治体・水防団と一緒に『合同巡視』を行いました。～

河川合同巡視は、水防活動時に適切な対応が迅速に取れるよう、関係者が集まり、事前に河川の状態や重要水防箇所の現地確認を行うものです。

### 重要水防箇所とは？

洪水の時に川の水が堤防を越えてあふれ出したり、洪水によって堤防が壊れたりする危険が予想され、重点的に巡視点検が必要な箇所・施設等のことを重要水防箇所といいます。

例えば……

- ・堤防の低い箇所、・堤防の幅が薄い箇所
- ・過去に堤防が崩れた箇所、・昔、川が流れていた箇所など。



5月25日  
千葉県側  
(江戸川左岸)

5月25日  
埼玉県～  
茨城県側  
(江戸川右岸)



## 履行検査の実施

～施設管理者立ち会いのもと、『履行検査』を行いました。～

河川区域内において、沿川自治体等が設置し、管理している施設、・樋管、・橋梁、・運動場、・採草地を対象に洪水時の連絡体制の確認や施設操作にあたって支障となる損傷の有無について点検を行い安全であることを確認しました。

5月19日  
～20日



サッカーゴール可動確認

## イベント利用状況

～河川敷地の『多様な利用』の推進が図られています。～

5月3日・5日「大凧あげ祭り」  
春日部市西宝珠花地先



河川敷を埋めた見物客(5日)



## 第35回江戸川クリーン大作戦 (5月24、一部31日)

江戸川上流出張所管内でのゴミの回収量は、約3トンで10年前の6分の1に減少しています。

参加頂きました皆様におかれましては、早朝よりご尽力賜りありがとうございました。



幸手市のゴミ拾い状況

## 困っています

犬の散歩の際、堤防に糞便をそのままにして立ち去る人がいて、困っています。持ち帰りにご協力をお願いします。



今後とも、河川美化並びに河川行政にご理解・ご協力をお願い申し上げます。